販売事業者限り

爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者向けマニュアル（ver３.0）

令和５年３月２日
警察庁警備局警備企画課作成

1　爆発物の製造

　爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売事業者等で入手が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質等から爆発物を製造する事件が発生しています。

爆破施設における手製爆発物の爆破実験

近年の手製の爆発物等使用事件の内容

	事件の内容（報道から）
R４.10	別事件で被疑者の自宅を捜索中、自宅内から黒色火薬等を発見見した事件。被疑者は、「火薬を自分で作った」、「通販サイトやホームセンターで購入した」と供述。
R４.８	米国大使館前で警戒警備中の警察官の職務質問により、被疑者が火薬を所持していることが判明。被疑者は、「ネットで火薬の作り方を学び、米国大使館に投げ入れるために来た」と供述。
R４.７	安倍元総理大臣に対する銃撃事件。被疑者は「火薬類の材料はインターネットで購入した」、「農作物の肥料や土を混ぜて黒色火薬を作った」と供述。
R３.５	手製爆発物を使用して、車両を損壊させた事件。火薬は自ら材料を配合し、パイプ爆発物を製造。現場からは黒色火薬の成分を検出。
H30.８	大学生が自宅でＴＡＴＰを製造し、公園でＴＡＴＰを所持するとともに、黒色火薬を燃焼させた事件。

黒色火薬

- 火炎、スパーク、高温物体等のわずかな着火源で容易に着火するとともに、衝撃や摩擦等にも鋭敏であり、容易に爆発する。
- 玩具花火にも含まれている。

黒色火薬

ＴＡＴＰ（過酸化アセトン）

- 衝撃や摩擦等の感度が高く、容易に爆発する。
- 海外におけるテロ事件にも使用されている。

TATP（過酸化アセトン）

2　爆発物の原料となり得る化学物質

警察では、過去に国内外の事案で爆発物の原料に悪用されたことがある化学物質11品目を爆発物の原料となり得る化学物質として対策を強化しています。

化学物質11品目の中には、劇物に指定されているものと劇物にされていないものがあります。

また、試薬、肥料等のように11品目を家庭用製品に加工していない状態で販売している製品と、バッテリー、トイレ洗浄剤、漂白剤、消毒液、除光液、固形燃料等のように11品目を含有している家庭用製品として販売している製品があります。

爆発物の原料となり得る化学物質（11品目）

劇物に指定されている化学物質

	硫酸	塩酸	硝酸	過酸化水素	塩素酸カリウム	塩素酸ナトリウム
カテゴリー① 加工していない製品例	試薬	試薬	試薬	試薬	試薬	試薬 除草剤 ※塩素酸ナトリウムが主成分（劇物）
カテゴリー② 家庭用製品の例	バッテリー及びその補充液 	トイレ洗浄剤 バッテリー及びその補充液 	浴場洗浄剤 トイレ洗浄剤 	漂白剤 消毒液 	マッチ 花火 	花火

※　劇物に指定されている化学物質の濃度によって、劇物に該当する製品と該当しない製品があります。

劇物に指定されていない化学物質

	尿素	硝酸カリウム	硝酸アンモニウム	アセトン	ヘキサミン
カテゴリー③ 加工していない製品例	試薬 肥料 	試薬 肥料 	試薬 肥料 	試薬 有機溶剤 	試薬
カテゴリー④ 家庭用製品の例			瞬間冷却剤 	除光液 	固形燃料

毒物及び劇物取締法の対象

肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律の対象

※規制内容は８頁参照

３　販売事業者に取り組んでいただきたい事項

（１）　関係法令の遵守と盗難防止

✓　**11品目の化学物質について、関係法令に基づく、譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面の適切な保管等を遵守しましょう。**

例：劇物を販売する場合の措置

劇物を販売する時は、譲受人から必要事項を記載した書面等の提出を受けることが法令で定められています。

○　　○

毒物及び劇物譲受書

毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人 （法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地）	氏名	印
	職業	
	住所	
備考		

毒物及び劇物譲受書の例

※　毒物及び劇物取締法の概要については、Ｐ８を参照してください。

✓　**売上伝票、販売台帳等についても記録、保管しましょう。**

✓　**盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底しましょう。**

✓　**盗難・紛失事案が発生した場合には、警察に通報しましょう。**

3　販売事業者に取り組んでいただきたい事項

（2）　販売時における本人確認・使用目的の確認

□　11品目の化学物質を販売する場合

✓　**購入者の氏名、住所、使用目的の確認をしましょう。**

➡　本人確認は、**身分証等により確認**しましょう。

➡　特に、**劇物、硝酸カリウム**については、**使用目的を合理的・具体的に説明できるか確認**しましょう。
（例えば、硝酸カリウムは、農作物の栽培であること等を確認しましょう。）

✓　**購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には販売を差し控えましょう。**

□　11品目の化学物質を含有する家庭用製品を販売する場合

✓　**顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的の確認をしましょう。**

※１　特に、過酸化水素を含有する製品を販売する際には、顧客に不審な動向がないか注意しましょう。

※２　不審な動向の着眼点については、３－（３）を参照ください。

3　販売事業者に取り組んでいただきたい事項

取組例①：対面で化学薬品･肥料を販売する場合の本人確認の協力依頼

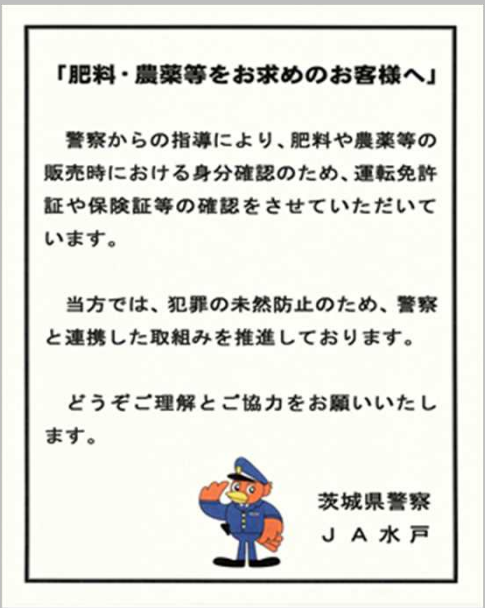

「肥料・農薬等をお求めのお客様へ」

警察からの指導により、肥料や農薬等の販売時における身分確認のため、運転免許証や保険証等の確認をさせていただいています。

当方では、犯罪の未然防止のため、警察と連携した取組みを推進しております。

どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

茨城県警察
ＪＡ水戸

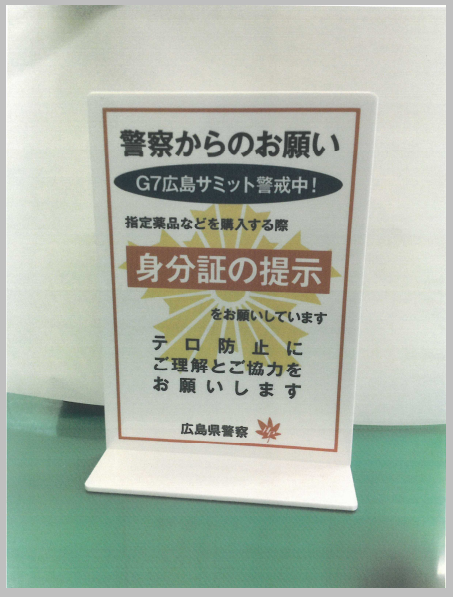

取組例②：インターネットを利用した取引における措置

- □　身分証の写しの送付による本人確認
- □　クレジットカード決済の推奨
- □　使用目的の記入の必須化　　等

インターネットサイト上の記載例

- この商品のご購入には、本人確認が必要です。
- ご注文後、「運転免許証等の身分証のコピー」の送付をお願いします。
- 使用目的の具体的な記載をお願いします。

3　販売事業者に取り組んでいただきたい事項

（３）　不審情報の迅速な警察への通報

- ✓　顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（人定事項、連絡先、車両ナンバー等）を把握しておきましょう。
- ✓　不審な動向が認められる場合は、速やかに警察に通報しましょう。
- ✓　警察の捜査等に協力しましょう。

不審な購入者の着眼点
□　購入目的があいまい
□　職業と購入薬品の関連性が全くない又は薄い
□　複数の薬品を同時又は連続して注文する 例えば、硝酸カリウムと硫黄 過酸化水素とアセトン、ヘキサミン、塩酸、硫酸
□　初めて来店した客が大量の薬品を注文する 例えば、過酸化水素を含む漂白剤を大量に購入する
□　電話等で何度も在庫確認してくる
□　身分証明書の提示を拒否する又は渋る
□　周囲を気にして落ち着きがなく言動が不審

インターネット通販購入者の不審点の着眼点
□　実験・研究用の法人等向け販売品に対する個人での購入希望
□　大量購入や頻繁購入
□　入力フォーム上の指定項目に入力しない
□　電話番号やメールアドレス等に連絡がつかない

不審な顧客に対する確認項目

確認項目	確認して頂きたい項目	可能なら確認して頂きたい項目
外見	人相・身長・体格・服装	□　声や話し方等の特徴 □　個人を特定できる特徴
交通手段	徒歩・自転車・バイク・車	□　退店時の進行方向 □　車種（形）・塗色・ナンバー
本人確認	氏名・連絡先（電話番号）	□　住所（一戸建て、マンション）、職業 □　身分証の写し（コピー）
購入希望品目	11品目・希望量	□　これまでの購入歴（いつ・何を） □　販売店の選定理由
購入目的	できるだけ詳細	□　納得できるまで確認 □　劇物であれば保管方法

4　着眼点の具体的なイメージ

□　購入目的があいまい

○　一般人が使用しない劇物について、在庫や取り寄せ販売について問合せがあった。
○　通常想定される用途・目的とは異なる理由で、塩酸の注文を受けた。
○　「業務で使用する」と硫酸の購入をしつこく申し込む。
○　繰り返し目的を確認しようとしても、「友人に頼まれた」と説明するのみで、明確に目的が説明できなかった。

□　職業と購入薬品の関連性が全くない又は薄い

○　中学生風の男の子から「塩酸を買いたい」と言われた。
○　大学生から「実験の授業で使用するために買いたい」と言われた。

□　複数の薬品を同時又は連続して注文する

○　同じ人が同じ理由で短期間に複数回購入した。
○　複数の薬品を同一機会に購入した。
○　初めてのお客さんから硫酸等複数の薬品の問合せがあった。

□　初めて来店した客が大量の薬品を注文する

○　初めて見るお客さんが10本以上の除草剤を購入した。
○　初めて見るお客さんが塩酸500mlを3本購入した。
○　「急いでおり、注文数に足りなくても、あるだけでいい」と言われた。
○　初めてのお客さんに「硝酸カリウムを大量に買いたい」と言われた。
○　ホームセンターに来店したお客さんに「在庫のアセトンを全て買いたい」と言われた。
○　「消毒液12本を買いたい」と注文があった。

□　電話等で何度も在庫確認してくる

○　同一人物から系列の複数店舗に在庫確認の問合せがあった。
○　電話の相手に使用目的を確認しようとしたところ、氏名等を名乗らず一方的に電話を切断した。

□　身分証明書の提示を拒否する又は渋る

○　身分確認をしようとしたら、怒りだした。
○　身分証のFAXが送られてこない。

□　周囲を気にして落ち着きがなく言動が不審

○　周囲を気にしながら、落ち着きがなかった。
○　接客を拒み、質問をしてもあいまいな返答しかなかった。

□　その他

○　県外からのお客さんが劇物を購入した。
○　これまでの購入歴と比べて、突然購入量が増えた。
○　譲受書に記載された住所がいつも違う。
○　爆発物の製造を意図する言動があった。

毒物及び劇物取締法の概要

○　販売の際は、譲受人から必要事項を記載した書面の提出を受け、これを5年間保存しなければなりません。

○　塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウムは、身分証により確認しなければなりません。

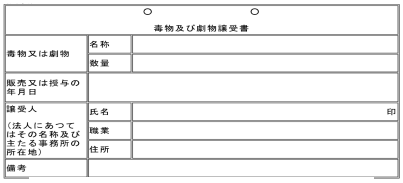

○　　○

毒物及び劇物譲受書

毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人（法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地）	氏名	印
	職業	
	住所	
備考		

毒物及び劇物譲受書

○　18歳未満や、麻薬・覚醒剤中毒者等には交付してはいけません。

○　盗難、紛失、漏洩、浸出した場合は、警察署に直ちに届け出なければなりません。

○　毒劇物の販売は、販売業の登録を受けなければなりません。

○　販売等を行うためには取扱責任者を置かなければなりません。

○　盗難、紛失、漏えい、浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。

○　劇物の容器等には、「医薬用外」の文字及び「劇物」の文字を表示しなければなりません。

※　詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

肥料の品質の確保等に関する法律の概要

○　肥料の区分

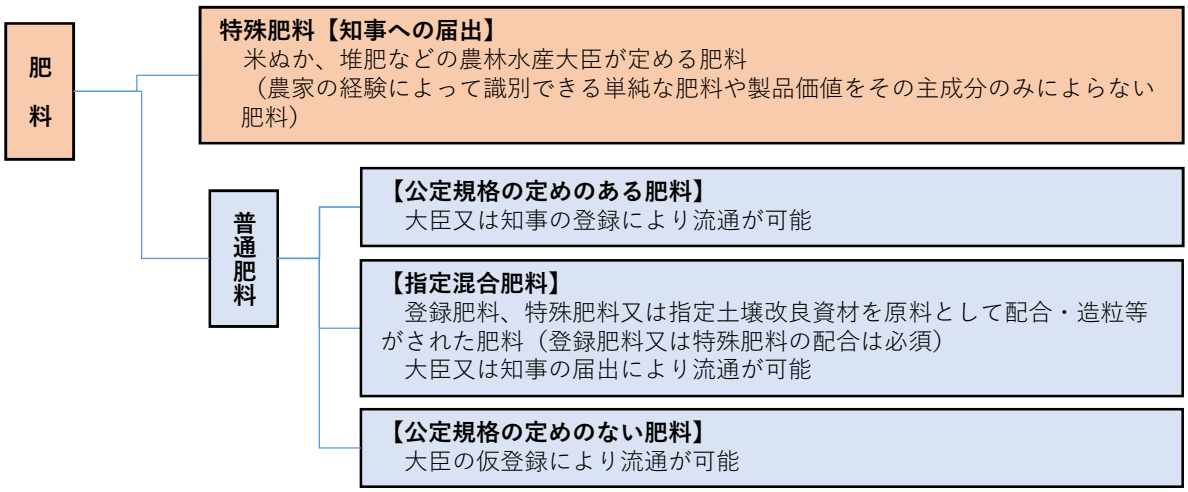

○　肥料販売業者の届出等

肥料の販売を業として行う場合は、販売業務を開始した後2週間以内に、事業場のある都道府県知事ごとに、届出を行う必要があります。

○　肥料販売業者等が遵守する事項

肥料の生産業者、輸入業者及び販売業者は、その事業場ごとに、生産、販売等に関する帳簿を備付け、生産業者、輸入業者、販売業者に販売したときは、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載する必要があります。

※　詳細は、農林水産省のホームページをご確認ください。